平成２２年（フ）第１１５号
千葉県東金市東金1266番地１　ロータリーパレス506
債務者　野村　早苗
１　決定年月日時　平成22年６月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２２年（フ）第３１１号
岐阜市福光東２丁目13―16　ＭＡＳＫＡＮ１503号室、住民票上の住所岐阜市粟野西７丁目202番地３
債務者　野上　　稔
１　決定年月日時　平成22年６月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第３１２号
岐阜市粟野西７丁目202番地３
債務者　野上理恵子
１　決定年月日時　平成22年６月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第３３７号
岐阜県各務原市川島小網町2150番地52
債務者　**花**元美紀子
１　決定年月日時　平成22年６月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第３８５号
岐阜県山県市高富357番地16
債務者　山下　雅夫
１　決定年月日時　平成22年６月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第１８１１号
愛知県知多市八幡字東大平地28番地　サングリーン神谷204
債務者　下田　清美
１　決定年月日時　平成22年６月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第６９３号
兵庫県三田市福島329番地２　沢の本宿舎１棟410号
債務者　渡部　明子（旧姓南部）
１　決定年月日時　平成22年６月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７０５号
神戸市灘区浜田町４―２―13　メゾン・ド・六甲パートⅢ306号、住民票上の住所神戸市灘区桜口町３丁目１番21―1311号
債務者　竹田　弘和
１　決定年月日時　平成22年６月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７４３号
神戸市垂水区南多聞台７丁目１番603号
債務者　竹本　勝二
１　決定年月日時　平成22年６月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７８６号
神戸市灘区日尾町２丁目１番４―201号
債務者　斉藤真喜子
１　決定年月日時　平成22年６月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７９１号
神戸市長田区本庄町５丁目６番６号大宝ハイツ505号
債務者　田中　　学
１　決定年月日時　平成22年６月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３１８号
兵庫県尼崎市西難波町３丁目23番８号ルネ西難波203号
債務者　福留　桂子
１　決定年月日時　平成22年６月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第４９８号
兵庫県尼崎市南武庫之荘７丁目８番10号
債務者　桃崎　恵子（旧姓浦田）
１　決定年月日時　平成22年６月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第５３５号
兵庫県西宮市津門大箇町５番40―904号、前住所兵庫県西宮市神楽町３番20―609号
債務者　村上　　裕
１　決定年月日時　平成22年６月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第５４９号
兵庫県尼崎市瓦宮２丁目３番12号シェレクレールＢ14、前住所兵庫県尼崎市若王寺２丁目28番15号松本マンション302号
債務者　小倉　　恵
１　決定年月日時　平成22年６月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第３２号
兵庫県たつの市誉田町広山１番地１
債務者　橋本　史恵
１　決定年月日時　平成22年６月25日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２２年（フ）第２６号
鳥取県倉吉市米田町876番地　メゾニティ876　101号
債務者　東　　靖
１　決定年月日時　平成22年６月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部